

佐世保市特定教育・保育施設等の利用基準

令和3年11月 1日

1 目的

この基準は、佐世保市の特定教育・保育施設等の子どものための教育・保育給付に関する利用にあたり、円滑な運用及び公平な利用を行うために必要な事項を定める。

2 用語の定義

- (1) **特定教育・保育施設等** 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項の確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園及び同法第29条第1項の確認を受けた地域型保育事業所
- (2) **幼稚園等** 法第27条第1項の確認を受けた幼稚園、認定こども園（教育部分）
- (3) **保育所等** 法第27条第1項の確認を受けた保育所、認定こども園（保育部分）及び同法第29条第1項の確認を受けた地域型保育事業所
- (4) **効力発生日** 教育・保育給付認定が効力を生じた日
- (5) **親族** 子どもからみて3親等内の血族及び姻族
- (6) **申請書** 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（兼 保育所等利用申込書）

3 利用条件

保護者が、特定教育・保育施設等を利用するためには、教育・保育給付認定を受けなければならない。なお、施設利用及び教育・保育給付認定は同時に申請することができる。

(1) 教育・保育給付認定区分と要件

教育・保育給付認定を受けるには、保護者のいずれかが佐世保市に居住地を有する者でなければならない。ただし、佐世保市外に居住地を有する保護者（父母）が子どもを養育することができず、佐世保市に居住地を有する祖父母等が子どもを監護する場合は、祖父母等が教育・保育給付認定を受けることができる。なお、各認定区分の要件は以下のとおりである。

- ① **1号認定** 満3歳以上の子どもで、教育を希望すること。（法第19条第1項第1号）
- ② **2号認定** 満3歳以上の子どもで、保護者が保育を必要とする事由に該当すること。（法第19条第1項第2号）
- ③ **3号認定** 満3歳未満の子どもで、保護者が保育を必要とする事由に該当すること。（法第19条第1項第3号）

(2) 保育を必要とする事由

- ① **就労** 1か月において60時間以上労働することを常態とすること。
- ② **妊娠・出産** 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ **疾病・障がい** 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。

- ④ **介護・看護** 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ **災害復旧** 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ **求職活動** 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ **就学** 学校等に在学している、又は職業訓練を受けていること。
- ⑧ **虐待・DV** 児童虐待の恐れがある、又はDVにより保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ **育児休業** 育児休業をする場合に、既に利用中の児童が保育所等を継続して利用することが必要であると認められること。
- ⑩ **その他** 前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

4 利用申請

保護者が利用申請する際には、申請書とあわせて以下の書類を提出する。

(1) 保育を必要とする事由に関する書類（2号・3号認定のみ）

① 就労

以下の（ア）～（ウ）の場合は、「就労証明書（勤務・内職等）」を、（エ）の場合は、「就労証明書（自営業等）」を提出する。ただし、経営者が親族（本人含む）かつ法人組織の場合で、就労証明書に当該法人からの収入が確認できる直近の源泉徴収票、又は確定申告書（第1表及び第2表）の写しを添付できる場合は以下の（ア）に分類し、添付できない場合は（エ）に分類する。

（ア） 会社員・公務員

就労時間は、休憩時間を含み通勤時間は除く。就労日数は、実際に就労した日数（就労予定者は就労予定日数）で判定する。

（イ） 軍人・軍属

「就労証明書（勤務・内職等）」を提出する。ただし、軍の機密事項にあたるため証明書の提出ができない場合は、「保育所等利用申立書」に教育・保育給付認定に係る就労開始日及び1か月の就労時間を記載し、IDカードの写しとあわせて提出する。

（ウ） 内職

居宅内で生計を維持するために就労しているものをいい、その収入が保育料以上であることを目安とする。ただし就労開始当初については技術習得等の期間について配慮する。

（エ） 自営業

生計を維持するために就労している農林業、漁業、商店等の個人事業とする。その収入が保育料以上であることを目安とする。

② 妊娠・出産

「保育所等利用申立書」に母子手帳の出産予定日又は出産日の欄の写しを添付する。

③ 疾病・障がい

「疾病・障がい申立書」を提出する。

④ 介護・看護

「介護・看護申立書」を提出する。

⑤ 災害復旧

「保育所等利用申立書」に罹災証明書又は災害復旧の状況が分かる書類を添付する。

⑥ 求職活動

「保育所等利用申立書」に求職活動を行っていることがわかる書類（ハローワークカードの写し等）を添付する。起業準備の場合は、その状況が分かる書類を添付する。

教育・保育給付認定期間は保護者一人につき年度内に90日間とする。また、年度内に90日間消化した後に1月以上勤務し、退職した場合は、その後30日間求職活動を事由として利用を継続できることとする。

⑦ 就学

「保育所等利用申立書」に在学証明書及びカリキュラムの写しを添付する。なお、就学前に申請する場合は、合格通知書の写しを添付し、就学開始後すみやかに在学証明書を提出する。

⑧ 虐待・DV

「保育所等利用申立書」に状況が分かる証明書類を添付する。

⑨ 育児休業

育児休業期間が記載された就労証明書を提出する。

⑩ その他

「保育所等利用申立書」に子どもが家庭において必要な保育を受けることが困難であることが確認できる書類を添付する。

(2) その他の書類

① ひとり親世帯

児童扶養手当証書又は母子・父子福祉医療費受給者証の写しを提出する。いずれにも該当しない場合は、戸籍謄本の写しを提出する。

② 障がい者（児）世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書又は国民年金の障害基礎年金の受給者証の写しを提出する。

5 申請方法

保護者は、申請に必要な書類を、1号認定は希望する施設に、2・3号認定は保育幼稚園課に提出する。申請を受けた施設は、すみやかに保育幼稚園課に提出する。受付期間については以下のとおりとする。なお、申請書類に不備がある場合は受け付けない。

(1) 利用開始希望月が「4月」の場合 前年の11月1日から11月30日まで

(2) 利用開始希望月が「5月から11月まで」の場合 利用開始希望日の前々月の初日から末日まで

(3) 利用開始希望月が「12月から翌年3月まで」 10月1日から10月31日まで

※全て開庁日とする。世帯の状況により上記期間以降も随時受け付けを行う。ただし、保護者のいずれかが求職活動の事由に該当する場合は、利用希望日の前々月の末日までを受付期間とする。

6 教育・保育給付認定の有効期間

(1) 1号認定者は、申請書受理日の翌日以降で効力発生日から小学校就学前までとする。

(2) 2・3号認定者は、申請書受理日の翌日以降で保育を必要とする事由に応じて以下のとおりとする。なお、保護者間で有効期間が異なる場合は短い方とする。

- ① **就労** 効力発生日から小学校就学前まで
- ② **妊娠・出産** 出産予定日の前月の初日（多胎の場合は前々月の初日）から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
- ③ **疾病・障がい** 効力発生日から小学校就学前まで
- ④ **介護・看護** 効力発生日から小学校就学前まで
- ⑤ **災害復旧** 効力発生日から小学校就学前まで
- ⑥ **求職活動** 効力発生日から90日（90日が月途中になる場合はその月の月末まで）
※この場合の効力発生日は保育所等の利用開始日とする。
- ⑦ **就学** 効力発生日から卒業又は修了予定日が属する月の月末まで
- ⑧ **虐待・DV** 効力発生日から小学校就学前まで
- ⑨ **育児休業** 効力発生日から出産した子が満1歳になる月の月末まで
- ⑩ **その他** 市長が認めた期間

※ただし、3号認定者は上記期間と満3歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までの期間のいずれか短い期間となる。

7 保育必要量

保護者の保育の必要量に応じて、利用できる保育時間を「保育標準時間」又は「保育短時間」に認定する。保護者のいずれかが「保育短時間」に該当する場合は、「保育短時間」に認定する。ただし、新制度開始時における継続利用児童は全て保育標準時間に認定する。なお、佐世保市では保育短時間認定者も保育標準時間の利用ができることとする。

(1) 保育標準時間

- ① 妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧及び虐待・DV
- ② 月120時間以上の就労、介護・看護、就学及び月120時間以上の就労からの育児休業
- ③ 上記以外に市長が必要と認める場合

(2) 保育短時間

- ① 求職活動
- ② 月120時間未満の就労、介護・看護、就学及び月120時間未満の就労からの育児休業
- ③ 上記以外に市長が必要と認める場合

(3) 求職活動のうち起業準備に係るもの及びその他の事由による保育必要量は、月120時間を基準に随時判断する。

8 利用開始の取扱い

原則として、申請書受理日の翌日以降で月の初日から（入園式が月途中の場合も含む）とする。ただし、次の(1)～(3)のうち、いずれかに該当する場合は月途中の利用開始を認める。

(1) 利用基準を満たし、利用可能な日が月途中となる場合（就労開始、産前産後休暇・育児休業からの復帰日など保育を必要とする日の2週間前（保育所等における開所日で12日前）が月途中とな

る場合)

- (2) 住民票の異動により市外から月途中で転入する場合
- (3) 児童の保育環境を考慮し、必要と認めた場合

9 利用調整

幼稚園等の選考は各施設が行い、保育所等の利用調整は市が行う。利用の優先順位は以下の順とし、(1)の⑥及び(2)の④の点数については「点数表」に基づき算出する。

(1) 年度当初の順位の決定

- ① 保護者のいずれかの保育を必要とする事由が「虐待・DV」のもの
- ② 特定地域型保育事業所の卒園者が連携施設を希望する場合
- ③ 利用希望の児童の保護者の勤務地が市内の保育所等（利用希望施設と同一の場合）で保護者が就労することにより、他の児童の受入れが可能になる等待機児童の解消に寄与すると考えられるもの
- ④ 前年度から既に利用しており、新年度も継続予定である児童のきょうだい児が、同一施設の利用を希望するもの
- ⑤ 前年度からの継続利用児童で施設変更（転所）の希望があるもの
- ⑥ 点数順とする

(2) 年度途中の順位の決定

- ① 保護者のいずれかの保育を必要とする事由が「虐待・DV」のもの
- ② 利用希望の児童の保護者の勤務地が市内の保育所等（利用希望施設と同一の場合）で保護者が就労することにより、他の児童の受入れが可能になる等待機児童の解消に寄与すると考えられるもの
- ③ 既に利用している子どものきょうだい児が、同一施設の利用を希望するもの
- ④ 点数順とする

※上記(1)の①～⑤及び(2)の①～③において、複数の児童が該当した場合は点数順とする。

10 認定区分の変更

認定区分は、月を単位に認定する。保護者が認定区分の変更を希望する場合は、変更希望月の前月末日までに教育・保育給付認定変更申請書を提出することとする。ただし、世帯状況及び認定事由等に変更がないにもかかわらず、変更申請をする場合は、変更希望月の前々月の末日までに提出することとする。

3号認定の子どもが満3歳に達し引き続き2号認定希望で要件に該当する場合は、市が職権において認定区分の変更を行うため、手続きは不要とする。

11 退所の取扱い

児童が保育所等を長期欠席（開所日で連続13日以上）したことにより、市が保育所等での保育を必要としないと判断した場合退所とする。

上記を除き、原則として退所届提出日以降で月の末日までの在籍で退所とする。ただし、次の(1)～(3)のうち、いずれかに該当する場合は月途中の退所を認める。

- (1) 住民票の異動により市外へ転出する場合
- (2) 児童の登園が困難な場合(児童の病気、けが又は父母の就労先や居住地の変更のため登園が長距離となり登園に相当の負担がかかる場合など)
- (3) 児童の保育環境を考慮し、必要と認めた場合

12 保育所等を退所した後の再利用

以下の場合、保育所等と協議のうえ、優先して利用を認めることができる。この場合、申請書とあわせて「保育所等利用申立書」に保育所等を退所しなければならなかった事由を記載して提出することとする。なお、求職活動の事由による認定期間は、退所している間は中断するものとする。

- (1) 児童の病気又はけがなどにより、保育所等を退所し、退所日(最終在籍日の翌日)から起算して1か月を経過した日以内に再度利用するとき
- (2) 里帰り出産の理由で保育所等を退所し、「妊娠・出産」に係る支給認定期間の終期の翌月初日までに再度利用するとき

13 育児休業期間中の継続利用の取扱い

育児休業の事由により保育所等を利用できるのは、既に就労事由で利用しており、下の子の出産に伴い産前産後休暇及び育児休業を取得する場合のみとする。ただし、出産のために保育所等を退所し、「妊娠・出産」に係る認定期間の終期の翌月初日までに再利用する場合は、育児休業中の継続利用を認める。

育児休業から復帰する際に、育児休業の対象となる児童が希望する保育所等を利用不承諾となった場合は、次年度の4月1日までは利用困難であると考えられるため、利用不承諾となった日以後、最初に到来する3月31日までは、現に在籍している児童の継続利用を認める。

次年度に小学校への就学を控えており、育児休業での認定期間が12月末日以降の者については、3月31日までの継続利用を認める。

14 利用定員

原則として利用定員内での利用とする。ただし、保育所等で保育の需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合は、これを超えた利用を認める。利用ができる範囲については、年度当初(4月)は定員の115%の範囲内、年度途中(5月以降)は定員の125%の範囲内とし、年度後半(10月以降)は制限を撤廃する。また、黒島においては、他地域との比較において条件不利性に鑑み、やむを得ない事情がある場合は、年度途中からの制限を撤廃する。

なお、年度途中における利用ができる範囲を超えての利用は、以下の場合のみに限って認める。

保護者が産前産後休暇及び育児休業から復帰する際に、

- (1) 休業開始前既に保育所等を利用していた児童に、同一施設を利用させる場合
- (2) 育児休業の対象となる児童に、現に保育所等に在籍している児童と同一施設を利用させる場合
ここにおける「産前産後休暇及び育児休業から復帰する」とは、「出産後、就労を開始する状況」であれば足り得る。

また、幼稚園等で教育の需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合は、これを超えた利用を認める。利用ができる範囲については、年度途中（5月以降）は定員の125%の範囲内とし、年度後半（10月以降）は制限を撤廃する。

15 夜間保育

夜間保育所を希望する場合、少なくとも週2日以上、夜間に当該児童を保育できないと認められる場合のみ利用を承諾する。このときの夜間とは、19時以降のことをいう。

16 保育所等の広域利用

広域利用にかかる市外保育所等への委託及び市内保育所等への市外からの受託については、以下のとおり保育を必要とする保護者が、それぞれ要件を満たす場合に実施する。

(1) 委託

次のとおり保護者のやむを得ない事情により市内保育所等での対応が困難である場合に限り、市外保育所等への委託を当該市区町村へ依頼する。なお、求職活動を理由とした市外委託は行わない。

- ① 保護者が希望する施設が、保護者の勤務先の市町にある場合
- ② 児童の祖父母等が、保護者が希望する施設の所在する市町に居住し、児童の保護者が祖父母等の介護を行うなど、援助が必要な場合
- ③ 保護者が希望する施設が、勤務先の市町には無いが、通勤経路上の市町にある場合
- ④ 保護者が里帰り出産等で、児童の祖父母等が居住する市町に居住し当該市町に希望する施設がある場合
- ⑤ 既にきょうだい児が、居住地以外の市町にある施設を利用しており、そのきょうだい児が利用する場合で、保護者が当該施設の利用を希望する場合
- ⑥ 自宅が行政境にあり、隣接市町の施設を希望する場合で、自宅から居住市町内の施設への距離と、自宅から隣接市町にある施設への距離等を比較して、あきらかに利便性が高く隣接市町の施設を利用することが適切であると判断される場合
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(2) 受託

他市区町村から市内保育所等への利用希望があった場合、市内児童の利用を排除しない程度に受入れを行う。この場合、委託事由と同様にやむを得ない事情がある場合に限り、市外からの児童を受入れる。なお、求職活動を理由としての受託は承諾しない。また、定員の120%に達している保育所等への受託は原則承諾しない。

点 数 表

保育を必要とする事由に応じて保護者それぞれの点数を算出し、世帯で合算する。また、その点数に世帯加算、児童加算を加味して、児童の合計点数を算出する。複数の児童が同一点数で並んだ場合は、優先利用項目を基に利用調整を行う。

1 基準点

(1) 就労

内容	点数	内容	点数
月 160 時間以上就労している	20	月 100 時間以上就労している	14
月 150 時間以上就労している	19	月 90 時間以上就労している	13
月 140 時間以上就労している	18	月 80 時間以上就労している	12
月 130 時間以上就労している	17	月 70 時間以上就労している	11
月 120 時間以上就労している	16	月 60 時間以上就労している	10
月 110 時間以上就労している	15		

(2) 妊娠・出産

16 点とする。ただし、多胎出産の場合は、+3 点とする。

(3) 疾病・障がい

内容	点数
入院中・常時臥床の状態である	20
週 3 日以上に通院が必要である	18
上記以外	13

(4) 介護・看護

内容	点数
月 160 時間以上の介護（看護）が必要である	20
月 150 時間以上の介護（看護）が必要である	19
月 140 時間以上の介護（看護）が必要である	18
月 130 時間以上の介護（看護）が必要である	17
月 120 時間以上の介護（看護）が必要である	16
月 110 時間以上の介護（看護）が必要である	15
月 100 時間以上の介護（看護）が必要である	14
月 90 時間以上の介護（看護）が必要である	13
月 80 時間以上の介護（看護）が必要である	12
月 70 時間以上の介護（看護）が必要である	11
月 60 時間以上の介護（看護）が必要である	10

(5) 災害復旧

25 点とする。

(6) 求職活動

5点とする。なお、求職活動を行っていることがわかる書類（ハローワークカードの写し等）が提出できない場合は、-1点とする。

(7) 就学

内容	点数	内容	点数
月 160 時間以上就学している	18	月 100 時間以上就学している	12
月 150 時間以上就学している	17	月 90 時間以上就学している	11
月 140 時間以上就学している	16	月 80 時間以上就学している	10
月 130 時間以上就学している	15	月 70 時間以上就学している	9
月 120 時間以上就学している	14	月 60 時間以上就学している	8
月 110 時間以上就学している	13		

(8) 虐待・DV

特別な配慮が必要なため、点数は設定しない。

(9) その他

上記(1)~(8)以外の事由の該当者が出た場合には随時定めることとする。

2 世帯加算

以下の内容に複数該当する場合は、それぞれ加点する。

内容	点数
(1) ひとり親世帯である	26
(2) 主として生計を維持する者の失業（求職活動中）により、就労の必要性が高い場合	6
(3) 保護者が身体障害者手帳 1 級又は 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A 判定を所持している世帯	5
(4) 保護者が上記以外の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持、又は国民年金の障害者基礎年金等を受給している世帯	4
(5) 保護者が単身赴任中である	3
(6) 多胎児が同時に同一施設を希望する場合	2
(7) 生活保護世帯で、新規の就労、就学又は求職活動により、自立支援に寄与する場合	1
(8) 育児休業を終了した場合	1

3 児童加算

以下の内容に複数該当する場合は、それぞれ加点する。ただし、以下の(1)については、1つのみ選択する。

内容	点数
(1) 利用希望の子どもが障害を有する場合	
特別児童扶養手当対象児童	3
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持	2

医師からの意見書あり	1
(2) 特定地域型保育事業所の卒園児童（9利用調整(1)②に該当する場合を除く）	2

4 優先利用項目

保護者それぞれの「基準点」、「世帯加算」、「児童加算」の合計点数が並んだ場合は、次の順に決定する。

(1) 以下のとおり、保育を必要とする事由ごとに優先順位を定め、保護者のうち優先順位が高い方で比較する。

「虐待・DV」 > 「災害復旧」 > 「疾病・障がい」 > 「就労」 > 「介護・看護」 > 「妊娠・出産」 > 「就学」 > 「求職活動」

(2) 経済的状況（1月から8月までの利用希望は前年度の市民税所得割、9月から12月までの利用希望は今年度の市民税所得割）が低い世帯を優先する。

(3) 養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯を優先する。